

趣味判断の演繹

中本, 幹生
九州大学大学院 : 博士課程 : 哲学

<https://doi.org/10.15017/1430804>

出版情報 : 哲学論文集. 34, pp.35-46, 1998-09-25. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

趣味判断の演繹

中本幹生

一 問題提起

『判断力批判』第30節において、カントは趣味判断の演繹の課題を次のように述べている。

「美学的判断のあらゆる主観に対する普遍妥当性の要求は、何かあるア・プリオリな原理に立脚すべき判断として、演繹（この要求の正当化）を必要とする・・・」（KU, 131）

快適なものに関する判断は、単なる私的な判断である。それに対し、あるものを美と判定する趣味判断は、全ての人に同意を要求する。趣味判断の演繹は、趣味判断のこの普遍妥当性要求を正当化しようとするものである。「趣味判断の演繹」と題された『判断力批判』第38節でカントはこの演繹を遂行しているが、それを、少し長くなるが次に引用しておく。

「純粋な趣味判断においては、対象に関する適意は対象の形式の単なる判定と結び付いていることが容認されるならば、

それは判断力に対する対象の形式の主観的合目的性に他ならず、この合目的性を我々は心において対象の表象と結び付いているものと感ずるのである。ところで判断力は、判定の形式的規則に関しては、一切の実質（感覚にせよ概念にせよ）無しに、ただ判断力一般（これは特殊な感覚や特殊な悟性概念には適合しない）の使用に関する主観的条件にしか向けられえないことになる、従つて我々が全ての人間において（可能的認識一般のために必要なものとして）前提しようところの主観的なものにはしか向けられえない。従つて表象と判断力のこの条件との一致が、全ての人に妥当するものとしてア・プリアリに想定され得ねばならない。即ち、快あるいは認識能力の關係に対する表象の主観的合目的性が……全ての人に対して当然要求されうる。」(KU, 150-151)

カントのこの演繹にたいする批判的な見解は多々見られるが、それらの批判の要点は、ここでカントが趣味判断の普遍妥当性要求を、認識一般を可能にする判断力一般の普遍性にのみ訴えていると見なし、それ故反省的判断力としての趣味判断の固有な性質が失われていると考えることにある。¹⁾

しかしカントは悟性と構想力の調和状態に対する判定としての趣味判断の普遍妥当性要求を、単に両認識能力とその關係の普遍性のみ基づいて演繹しているのだろうか。もしそうであるとしたら、悟性と構想力によつて成立する理論的な認識に対して、趣味は何らその固有性が把握されていないことになり、第38節での演繹は失敗であると言わざるをえない。

それ故『判断力批判』第38節における趣味判断の演繹においてカントが實際何を主張しているのかを検討し直してみたい。それによつて、演繹論においてカントは趣味の固有性を保持しつつ普遍性要求を確立していることを確認することが本論の目的である。

二 第38節の演繹と判断一般の主観的形式的条件

演繹の課題は趣味判断の普遍妥当性要求の立証であった。ところでこの趣味判断が感官判断や論理的判断などの他の判断から区別される特性は、それが概念によらずに、普遍妥当性を要求するという点にある (Vgl. KU, 142, 134, 135)。カントは演繹論においてまさにこの特性を確立すべきなのである。

第38節における判断の普遍妥当性要求正当化のポイントは次の叙述にあると思われる。

「ところで判断力は、判定の形式的規則に関しては、一切の実質（感覚にせよ概念にせよ）無しに、ただ判断力一般（これは特殊な感覚や特殊な悟性概念には適合しない）の使用に関する主観的条件にしか向けられえないことになる、従って我々が全ての人間において（可能的認識一般のために必要なものとして）前提しようとすることの主観的なものにしか向けられえない。」

この演繹においてカントが趣味判断の固有性を保持しようとしていることは、他の種類の判断との対比からも見て取れることを先ず指摘しておこう。趣味判断は普遍性を要求しない感官判断や概念に基づく論理的判断から区別されるが、カントは演繹においてこれらの判断との差異を明確にしている。即ち、「一切の実質（感覚にせよ概念にせよ）無しに」というのがそれであり、ここで「感覚」は感官判断を、「概念」は論理的判断をそれぞれ特徴づけるものであることは明らかである。それ故この直後に登場する「判断力一般」とは、こうした感覚や概念といった実質を捨象した限りでの判断力を意味し、それが感官判断や論理的判断から区別された差異性として捉えられているのである。

ここで「判断力一般……の使用に関する主観的条件」とは何であろうか。第35節において、「……趣味判断は概念によつて規定されえないので、判断一般の主観的形式的条件にのみ基づく。全ての判断のこの主観的条件は、判断する能力それ

自身、即ち判断力である」(KU, 145)とされている。この主観的条件とは具体的に「二つの表象能力、即ち構想力(直観と、その多様なものの合成のための)と悟性(この合成の統一の表象としての概念のための)の合致」(KU, 145)であり、対象の概念を判断の根底におかない趣味判断の場合、「直観もしくは表示する能力(即ち構想力)の、概念の能力(即ち悟性)の下への、その自由における構想力がその合法則性における悟性と調和する限りにおける、包摂」(KU, 146)である。従って判断一般の主観的形式的条件とは構想力と悟性との包摂関係である。これによつて直観を概念の下に包摂する判断としての論理的判断からは区別されるとともに、またカントは判断の形式的特性にのみ注意することで感覚を度外視し、それによつて感官判断との差異も際立たせているのである。

三 反省的判断力としての趣味判断

前節において我々は、演繹論においてカントが感官判断や論理的判断などの他の判断から区別しつつ趣味判断の演繹を遂行しようとしていることを確認したが、しかしそれだけでは反省的判断力としての趣味判断の固有性はまだ十分明らかではない。この趣味判断の本来の固有性としての反省作用³⁾の構造を、我々は第38節の演繹において読み取ることができらるだろうか。

既に引用したように、第35節において、趣味判断は判断一般の主観的形式的条件にのみ基づき、そして全ての判断のこの主観的条件は、判断する能力それ自身、即ち判断力であると言われていた(KU, 145)。このように判断一般の主観的条件が判断力であるとすれば、第38節の演繹における、「判断力は……判断力一般……の使用に関する主観的条件にしか向けられない」(KU, 150-151)という叙述は、判断力は判断力にしか向けられない、ということと同値である。そしてこの判断力の自己再帰的構造こそ趣味判断の固有性であろう。「美学的判断においては……判断力自身が、主観的に、対象でもあ

り法則でもある」(KU, 148)とは、このような趣味判断の構造を示している。そしてこのような自己再帰性こそ本来「反省」の名に値するものであるといえる。そしてこれは、反省的判断力の自己自律の端的な表現に他ならない。「判断力もまた自然の可能性のためのア・プリアリな原理を、ただ主観的な考慮においてだけではあるが、自分自身の内に持っている。これによって判断力は自然に法則を指定する(自律として)のではなく、自然についての反省のために自分自身に法則を指定する(自己自律として)・・・」(KU, XXXVII)。判断力一般の主観的形式的条件とは、構想力と悟性との調和的な包摂関係のことであつた。この判断力自身の条件へと判断力が向け直され、この包摂関係が合目的な調和関係であるか否かを判定すること、このように自分自身へと関わる再帰性こそ自己自律的な反省的判断力の特性である。

即ち、第38節で叙述された、判断力が判断力一般の主観的条件に向けられるという事態、つまり判断力が判断力に向けられるというこの事態は、まさしく反省的判断力の自己自律的な機能そのものに他ならない。カントはここで普遍性要求の正当化を判断力一般の一般性へ訴えることによって反省的判断力の固有性を無化してしまっているのではなく、むしろ逆に、判断力一般の主観的形式的条件へ向き直るといふそのこと、即ち反省的判断力としての機能それ自体に趣味判断の普遍性要求の正当性を基づけようとしているのである。

演繹の根本には反省的判断力のこの自己自律がある。そしてこの機能に基づいて初めて判断の普遍性の次元が開かれる。なぜなら反省的判断力が自身へと向けられ、そしてこの向けられるところの判断力一般の主観的形式的条件が全ての人間において同一である故に(vgl. KU, 151Anm.)、結果的にその判断は普遍妥当性を要求できるからである。「・・・従つて我々が全ての人間において(可能的認識一般のために必要なものとして)前提しようところの主観的なものにしか向けられえない。従つて表象と判断力のこの条件との一致が、全ての人に妥当するものとしてア・プリアリに想定され得ねばならない」(KU, 151)というカントの結論は、直前の、反省的判断力の自己再帰的構造から帰結しているのはそのためである。趣味判断の普遍妥当性要求は反省的判断力の自己自律に根源的に基づいていると言える。

判断の普遍妥当性要求が反省的判断力の自己自律と不可分離の関係にあることは、「判断力批判への第一序論」における次の叙述にも見て取れる。「美学的感官判断と美学的反省判断との」差異を決定する標徴は……判断が普遍妥当性と必然性を要求することに存する。というのも美学的判断が普遍妥当性と必然性を帯びているならば、その判断はその規定根拠を単に快と不快の感情・それ自身においてのみならず、同時に上級認識能力の規則のうち、特にここでは判断力の規則のうちに存しなければならぬことを要求し、従つてこの判断力は反省の条件に関してア・プリオリに立法的であり、自律を証明するからである。……この立法は本来自己自律と名付けられるべきであらう、というのも判断力は自然や自由ではなく、もつぱら自分自身にのみ法則を与えるからであり……」(EE, S. 38)⁽⁵⁾。ここで判断力の規則とは、悟性と構想力の調和的な包摂関係におけるその関係性のことであらう。従つて判断力は悟性と構想力の包摂関係として調和的に合致しつつ規則を産み出しながら、またその関係が合目的調和であることを自らに対して再帰的に判定するのであり、そしてそれが同時に上級認識能力の規則として普遍妥当的と考えられるということを、カントはここで示唆しているのである。

それ故、例えばガイアーの解釈するように、認識のためには構想力と悟性とその包摂関係が前提される故に認識を行なう全ての人間もそれらを所有しているはずであり、従つてその包摂関係に基づく趣味判断も全ての人間に妥当する、という論法(知の普遍妥当性を条件として趣味判断の普遍性を導く)をカントはここで用いているのではない。ここでのカントの主張のポイントは、趣味判断は反省的判断力として判断力の形式的条件へ向け直されることにおいて、同時に全ての人間において同一な条件という普遍性の次元に立ちうるということにある。そしてそれ故に趣味判断は同時にこの普遍性の次元において下される判断と見なされ、従つて普遍妥当性を要求しうるのである。⁽⁶⁾

四 第38節の演繹と共通感官

我々は第38節の演繹の検討を通して反省的判断力の自己自律の構造、及び趣味判断の普遍妥当性要求がその自己自律的な機能に基づけられる構図を明らかにしたが、最後に、これと共通感官における反省の操作との構造上の類似性を指摘しておきたい。というのも「知性的判断よりも美学的判断の方が共通的感官の名称を帯びることができよう」(KU, 160)という言葉を用するまでもなく、そもそも第40節が「センス・コムニス的一种としての趣味について」と題されていることから、両者の構造の比較検討を我々は行なわなければならないからである。

『判断力批判』第20節において、カントは初めて共通感官の理念を導入している。共通感官とは、何が快いか快くないかを概念によってではなく感情によって普遍妥当的に規定する主観的原理である(KU, 64)。続く第21節で、認識能力(構想力と悟性)の調和としての認識作用の主観的条件、即ち両認識能力の比例関係は感情によって規定されると言われ、この感情の伝達可能性のために共通感官が前提される(KU, 65ff)。この認識作用の主観的条件とは、判断一般の主観的形式的条件のことと解せられる。共通感官はこの主観的条件及びその普遍的な伝達可能性と密接な関係を持つものなのである。

さてカントは『判断力批判』第38節で趣味判断の演繹を遂行した後、第40節で再び共通感官について次のように言及している。

「このセンス・コムニス(sensus communis)ということで我々は共通的感官の理念を、即ち、その判断をいわば全人間理性に照らし合わせ、そうすることによって、容易に客観的なものと見誤られる主観的な私的条件によって判断に不利な影響を与えかねない錯覚から免れるために、反省においてあらゆる他者の表象の仕方を考えの中で(ア・プリオリに)考慮する判定能力の理念を、理解しなければならない。ところでこのことは、ただ我々の固有の判定に偶然な仕方では付着し

ている制限を捨象することによって、我々がその他の判断を現実的なものというよりむしろ可能的判断と見なし、あらゆる他者の立場に自身を置くことによって行なわれる。」(KU, 157)

これは共通感官の基本的な意味と考えられるが、カントはさらに次のように続ける。

「このことはまた同様に次のことによってもたらされる、つまり我々が表象状態において実質即ち感覚であるところのものをできるだけ取り除き、もっぱらその表象もしくはその表象状態の形式的特性にのみ注意することによってである。」(ibid.)

ここで我々は、カントが演繹論の始めに(第31節)、演繹の基本的な戦略として掲げていた手立てを思い起こす必要がある。もっぱら表象もしくはその表象状態の形式的特性にのみ注意するという共通感官における反省の操作は、それによって演繹が遂行されるべきこの戦略に対応しているように見えるからである。第31節では、次のように言われていた。

「我々が判断の全ての内容即ち快の感情を捨象し (abstrahieren) 単に美学的形式を論理字が指定する判断の客観的形式と比較するならば、趣味判断が全ての認識判断から区別されるこの論理的特性の解明はそれだけでこの特異な能力の演繹に十分であろう。」(KU, 135-136)

共通感官においても演繹論の遂行においても共通して、その作業の手立ては、実質としての感覚的なものを捨象して、もっぱら表象状態もしくは判断の論理的形式的特性のみを考慮することである。それ故演繹の遂行は、共通感官による反省作用の構図、あるいはその「抽象的定式 (abstrakte Formeln)」(KU, 158) とよく呼応しているのではないか。演繹論と共通感官の説とのこの対応関係を、我々は第38節の演繹をカント自身が要約的に述べた脚注の叙述において確認することができる。

「(1) 全ての人間において、この能力「判断力」の主観的条件は……同一である……」

(2) 「趣味」判断はただこの関係(従って判断力の形式的条件)だけを考慮する……」(KU, 151Anm.)

この脚注の(1)で、判断力の主観的形式的条件は全ての人間において同一と言われていることから、判断力のこの条件は共通感官において言われた「あらゆる他者の表象の仕方」と対応しているといえる。我々は、第35節において判断力一般の主観的条件についてカントが述べている際、「全ての判断のこの主観的条件は、判断する能力それ自身、即ち判断力である」(KU, 145 傍点は引用者)と表現していることに注意しなければならない。「判断力一般」は一切の実質的なものを捨象した判断力ということと同時に、共通感官の説における、私的制限を捨象したあらゆる他者の可能的判断、即ち「いわば全人間理性」、「あらゆる他の人の立場」と同じ次元にあるのである。

また、第38節の演繹において先に我々が明らかにした反省的判断力の自己自律的構造(「判断力は、…判断力一般…の使用に関する主観的条件に向けられる (gerichtet sein)」(KU, 150-151 傍点は引用者))は、脚注の(2)で言われている、趣味判断が判断力の形式的条件だけを考慮する(Rücksicht nehmen)ことを意味していると考えられる。即ち、判断力の形式的・主観的条件を「考慮する」ことは、その条件へと判断力が「向けられる」ことである。そしてこれは共通感官での反省における、あらゆる他者の表象の仕方を考えの中で考慮する(Rücksicht nehmen) (KU, 157) ことに、呼応している。このあらゆる他者の可能的判断への反省的作業が共通感官による判定であり、この考慮によって初めてあらゆる他者の可能的判断の地平が開かれ、「判断をいわば全人間理性に照らし合わせ」しめ、「あらゆる他の人の立場に自身を置くこと」が可能となる。共通感官におけるあらゆる他者の表象の仕方への考慮は、演繹における判断力の形式的条件への考慮と同じ構造を有し、ここに反省というこの特異性が見いだされるのである。

以上の考察から、趣味判断における判断一般の主観的形式的条件を考慮することが、あらゆる他者の可能的判断を考慮する共通感官による判定と類似の構造を持つことが明らかにされた。両者ともに反省という操作を根底に置きつつ、それによって普遍性の場を開き、そしてそこへと普遍妥当性要求が基づけられているのである。

五 結論

演繹論においてカントが趣味の固有性を保持しつつ普遍性要求を確立していることを確認することが本論の目的であった。それは『判断力批判』第38節の叙述、「判断力は、判定の形式的規則に関しては、一切の実質（感覚にせよ概念にせよ）無しに、ただ判断力一般（これは特殊な感覚や特殊な悟性概念には適合しない）の使用に関する主観的条件にしか向けられない」（KU, 150-151）を解釈することに他ならない。本論の成果をまとめれば、次のようになる。

この演繹で行なわれたことは単に趣味判断を判断力一般の形式的条件の普遍性のみに基づけることなのではない（そうだとすれば本来反省的判断であるべき趣味判断のその反省的構造は明らかではなく、その特性が見いだされないことになる）、そうではなく、判断力がその形式的条件へとさらに自己再帰的に向け直され、それによって全ての人間において同一な条件という地平に立つことで普遍性が要求される、という構造をカントは演繹論において明らかにしているのである。そしてこの自己再帰的な判断力の向け直しによって普遍性の次元を切り開くことこそ反省的判断力の特異性以外の何ものでもない。つまり、判断力一般の主観的条件に「判断力は・・・向けられる」ことにおいて、この判断は反省的判断力なのである。演繹論において趣味判断の普遍妥当性要求の可能性を、カントはまさに反省的判断力の構造そのものに基づけている。演繹論の核心は、反省的判断力の自己自律そのものであるといえる。

註

『判断力批判』（Kritik der Urteilskraft）はKUと略記し、頁付けは原版第三版による。『判断力批判への第一序論』（Erste Einleitung

in die Kritik der Urteilskraft)はEEと略記し、頁付けはヒプリオテーク版による。テキストからの引用は両書ともにヒプリオテーク版を用いた。

(1)「構想力と悟性が認識能力でありそれ故普遍性の性質を持つということは真であろう、しかしそれによってはこれらの諸能力がその遊びにおいて認識を作り出す仕方については何事も確定しない。」(W. Bartsch, *Zum systematischen Ort von Kants Kritik der Urteilskraft*, Frankfurt am Main, 1972, S.137)

同様に、「演繹に基づいているのは、美学的判断において遊びの状態の内にある諸能力の普遍性であって、それらの諸能力がそこにおいて一致調和する仕方の普遍性ではない。」(ibid., S.136)

「演繹は・・・諸能力の遊びに特有なもの、また認識においてその遊びの結果として生ずるものを放棄してしまっている。」(ibid., S.137)

また、「概念による通常の結合の欠如における認識諸能力の関係としての美学的応答に訴えることによって、カントは、美学的応答の能力が知一般の能力に付随することを示唆し、そして知一般の能力は伝達されるべき知それ自身を支える条件としてあらゆる人に帰せられねばならない」ということを主張している。」(P. Guyer, *Kant and the Claims of Taste*, Harvard University Press, 1979, p.315)と解釈した上で、ガイヤーは美学的応答は知一般の伝達可能性からは導かれえないことを指摘し、そしてカントは知一般の能力を越えて美学的応答を説明しようとしてはいないと考えている (ibid., p.324)。

Schaper も、カントが、趣味判断をあらゆる人間のうちにある認識の条件の基礎的同一性の前提にのみ基づいて正当化していると批判的に言及している。

Vgl. E. Schaper, "Taste, sublimity, and genius: The aesthetics of nature and art."

(in *The Cambridge Companion to Kant*, Cambridge University Press, 1992) p.377

(2)ここで我々は「判断力一般」の「一般」に着目し、感覚や概念を捨象したものと理解したが、それはその直後の「これは特殊な感覚や特殊な悟性概念には適合しない」(KU, 151)という叙述からも明らかであるが、カントにおいて「一般」という語があるものを捨象することによる考察の観点を意味することについては、次の論文が参考になった。

細川亮一「存在論と超越論哲学」「一般」に定位した『純粹理性批判』への接近」(『哲学年報』一九九四)

(3) Vgl. 「物において完全性を見いだすためには理性性が、快適さを見いだすためには単なる感官が、美を見いだすためには、与えられた表象についての単なる反省(あらゆる概念なしで)が必要である。」(EE, S. 36) ここで完全性とは、論理的な表象様式に対応するものであるが、このように、論理的判断や感官判断に比して趣味判断の固有性を特徴付けるものが反省作用であることは明らかである。

(4) 反省する (reflektieren) はラテン語の reflectere に由来している。Flectere は曲げることぞ、re- とは基本的には光線もしくは音波がはね返さることを意味する (vgl. *Eymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache* / Kluge, Berlin; New York: de Gruyter, 1995)。反省とは自己自身へと向け返されることとして、すぐれて自己再帰的な構造を持つのである。

(5) Vgl. 同様な言明として、「この「趣味判断の」普遍妥当性が・・・快の感情(与えられた表象における)について判断する主観のいわば自律に基づくならば・・・」(KU, 135)

(6) それ故この演繹は、普遍性を確然的に証明しているのではない。判断力はこの普遍性の次元を自ら開きつつ、それによって判断の普遍性は模索されるものであり、それ故にこそ趣味判断の普遍性はただ「要求される」ものに過ぎないと言える。また、「美学的判断力においては客体の表象された形式における、交互に調和する構想力と悟性との単なる感覚的関係の下に抱摂し、そこではこの包摂は容易に誤ることがありうるが、「しかしそれによって普遍的同意を当てる判断力の要求の正当性は何ものも奪われなす」(KU, 152)。演繹が立証したのは、この「要求の正当性」に過ぎず、その意味で、趣味の原理は構成的ではなく統制的に過ぎないというガイヤーの主張 (P. Guyer, *ibid.*, p. 324) に我々は同意する。

(本学大学院博士課程・倫理学)